

# 水質保全対策事業（一般型）（継続）

【21（70）百万円】

## 対策のポイント

農村地域の環境保全及び農業利水に適切に対処するとともに、農業用排水路等から公共用水域へ排出される水の水質浄化を図り、水資源の総合的な保全に貢献します。

（公共用水域とは）

- ・ 水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路（河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、その他公共の用に供される水域や水路）のことをいいます。

## 政策目標

農地に対する良質な用水確保と公共用水域の水質保全

### <内容>

#### 1. 水質浄化施設整備

農業用排水路等の水質浄化を図るため、地域の実情に応じた施設整備を実施します。  
具体的には、以下の施設を整備します。

- ① ヨシ等の水生植物及び休耕田等の有する自然浄化機能を利用した浄化施設
- ② 浄化水路、曝気施設等の浄化施設
- ③ 農業水利施設に係る周辺環境施設
- ④ 汚泥処理等のための維持管理施設

#### 2. 支援事業

湖沼法による指定湖沼の流域においては、支援事業を実施します。

具体的には、水質保全に係る管理運営体制確立、施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握及び検証に対して助成を行います。

### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県
2. 補助率 1 / 2
3. 事業実施期間 平成6年度～

【担当】 農村振興局水資源課農業用水対策室  
草薙・篠崎（03）3502-6200（直）